
第 2 章 通 則

第 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第 1 に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、当該防火対象物の使用実態、規制目的等を考慮し行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別表第 1－2 を参考とすること。

1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する 2 以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第 1 に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 政令第 1 条の 2 第 2 項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに掲げる事項に該当するものをいう。

ア 政令別表第 1 (1) 項から (15) 項までに掲げる防火対象物（別表第 1－1 (A) 欄に掲げる防火対象物をいう。以下この項において「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、別表第 1－1

(B) 欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(イ)までに該当するもの

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、当該用途の管理権原を有する者と同じであること。

a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか、又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同じであるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、別表第 1－1 (C) 欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。次の b において同じ。）であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便する形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a (a) 及び(b)に該当し、かつ、別表第 1－1 (C) 欄の用途に供されるものであること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

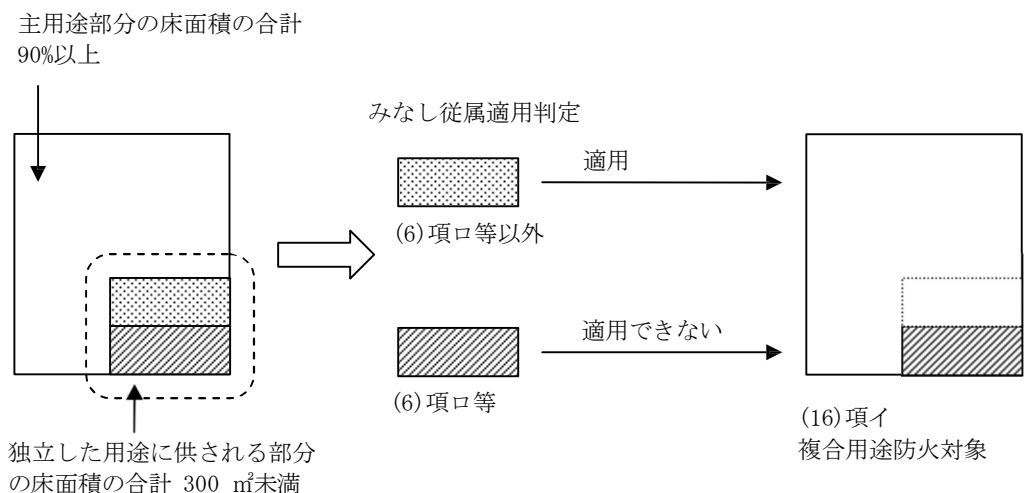
イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く（第1-1図参照。））に供される部分

なお、共用される部分の床面積の按分は、原則として次によること。

(7) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

(イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。



第1-1図

(3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

また、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。（政令別表第1(6)項イ、ロ又はハにあっては、その詳細な分類である(1)から(5)までの区分が異なることをもって、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。）

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

(5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

-
- ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計 50 m² 以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m² を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- エ 一般住宅は、前(2)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- オ 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。
-

項目	例示	判定
一般住宅 > 政令別表防火対象物 で 50 m²以下のもの	一般住宅 政令	一般住宅
一般住宅 < 政令別表防火対象物	一般住宅 政令	政令別表防火対象物
一般住宅 > 政令別表防火対象物 で 50 m²を超えるもの	一般住宅 政令	複合用途
一般住宅 ≒ 政令別表防火対象物	一般住宅 政令	複合用途

- (1) 二以上の政令別表防火対象物の用途に供される部分及び一般住宅の用途に供される部分が混在する場合は、最初に一般住宅の用途に供される部分を除いて、当該政令別表防火対象物に供される部分を判定するものであること（当該政令別表防火対象物の部分の床面積の合計が 50 m²未満の場合を除く。）。その結果、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅との複合用途防火対象物として判定するものであること。
- (2) 法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (3) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第 8 条に規定する区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項

複合用途防火対象物の取扱い

- (1) 前1、(2)又は(5)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途部分（政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること（政令別表第1(2)項二、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するものは除く。）。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。）、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

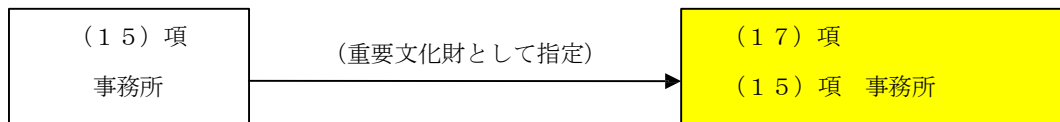
ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

- (2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1(2)イを適用するものであること。
- (3) 重要文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。）として指定された建築物の取扱いは次によること。

ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分であること。

(例)

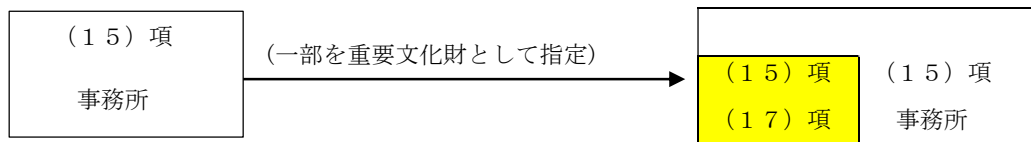


イ 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は(17)項の防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物であるほか、(17)項の部分を含む複合用途対象物として取り扱うこと。

(例)

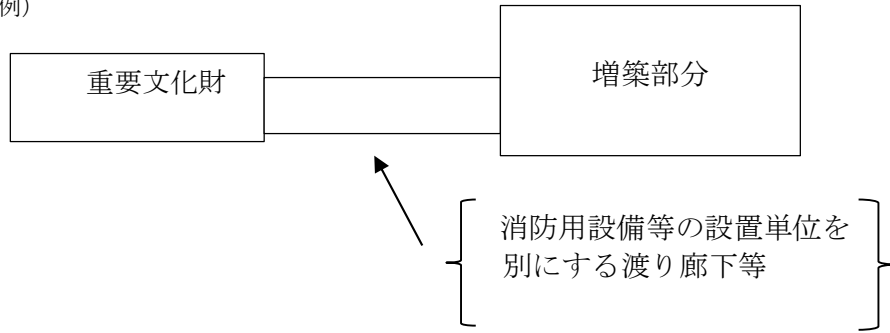
全体は(15)項であり、(16)項ロでもある。



ウ 重要文化財として指定されている防火対象物に政令別表第1(1)項から(16)の2)項までに掲げる防火対象物を増築（法第17条の2の5第2項に該当）した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、政令第32条の適用若しくは第2章第1節第4「消防用設備等の設置単位」の適用について考慮する。

(例)



別表第 1 - 1

(A)	(B) 主用途部分	(C) 機能的に従属する用途に供される部分
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、クローク、展示博物室、プレイガイト、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室、クローク、展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
(2) 項イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、クローク、談話室、バー、サウナ室、体育館
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク
(2) 項ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、託児室、娯楽室、サウナ室、会議室
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、写真室、遊技室、結婚式場、美・理容室、診療室、集会室、託児室、催物場（展示博物室を含む。）、貸衣装室、料理美容等の生活教室、現金自動支払機室
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療室、図書室、喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、臨床研究室
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店

(A)	(B) 主用途部分	(C) 機能的に従属する用途に供される部分
(6) 項 ニ	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>休養室</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>音楽教室</u> 、 <u>学習塾</u>
(7) 項	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>クラブ室</u> 、 <u>保健室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>学生会館の集会室</u> 、 <u>合宿施設</u> 、 <u>学童保育室</u> 、 <u>同窓会及びP T A事務室</u>
(8) 項	<u>閲覧室</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>書庫</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>工作室</u> 、 <u>保管格納庫</u> 、 <u>資料室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>観賞室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>
(9) 項 イ	<u>脱衣場</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>マッサージ室</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>クリーニング室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u>
(9) 項 ロ	<u>脱衣場</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>クリーニング室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>サウナ室</u> （小規模な簡易サウナ）、 <u>娯楽室</u> 、 <u>有料洗濯室</u>
(10) 項	<u>乗降場</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>運転指令所</u> 、 <u>電力指令所</u> 、 <u>手荷物取扱所</u> 、 <u>一時預り所</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>仮眠室</u> 、 <u>救護室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>旅行案内所</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>両替所</u>
(11) 項	<u>本堂</u> 、 <u>拝殿</u> 、 <u>客殿</u> 、 <u>礼拝堂</u> 、 <u>社務所</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>聖堂</u>	<u>宴会場</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>宿泊室</u> （旅館業法の適用のあるものを除く。）、 <u>娯楽室</u>
(12) 項 イ	<u>作業所</u> 、 <u>設計室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>製品展示室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>診療室</u>
(12) 項 ロ	<u>撮影室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>録音室</u> 、 <u>道具室</u> 、 <u>衣装室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>リハーサル室</u>	<u>売店</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>ラウンジ</u>
(13) 項 イ	<u>車庫</u> 、 <u>車路</u> 、 <u>修理場</u> 、 <u>洗車場</u> 、 <u>運転手控室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u>
(13) 項 ロ	<u>格納庫</u> 、 <u>修理場</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>更衣室</u>	<u>専用駐車場</u>
(14) 項	<u>物品庫</u> 、 <u>荷さばき室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u>
(15) 項	<u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u>	<u>売店</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>診療室</u>

注 下線のあるものは、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号）の別表にある項目を示す。

別表第 1－2

項	定 義	具 体 例	備 考
(1)項イ	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。
(1)項ロ	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、結婚式場	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月 5 日以上行われるものをいう。
(2)項イ	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ	客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
(2)項ロ	1 遊戯場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、ゲームセンター、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、ゲームセンター、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ディスコ	1 遊戯場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンス教習所は、ダンスホールにも使用される場合は、本項に該当するものであること。 3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。

項	定 義	具 体 例	備 考
(2)項ハ	1 本項の防火対象物は、風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)及びその他これらに類するものとして省令で定めるものをいう。 2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業(原則的に、店舗型性風俗特殊営業がこれに該当する。)のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。 3 その他これらに類するものとして省令で定めるものとは、次に掲げるものをいう。 (1) 電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗 (2) 異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋(興行場法の適用のないもの)、レンタルルーム(異性同伴)、セリクラ、出会い系喫茶	1 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。(風営法第 2 条第 6 項) (1) 浴場業(公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(風営法第 2 条第 6 項第 1 号に規定するもの)(具体例)ソープランド (2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業((1)に該当する営業を除く。)(風営法第 2 条第 6 項第 2 号に規定するもの)(具体例)ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ (3) 専ら性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)として、次の a から c までに掲げる風営令で定めるものを経営する営業(風営法第 2 条第 6 項第 3 号に規定するもの) a ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場(風営令第 2 条第 1 号に規定するもの)(具体例)ヌードスタジオ b のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場(風営令第 2 条第 2 号に規定するもの)(具体例)のぞき劇場 c ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台におい

項	定 義	具 体 例	備 考
(2) 項ハ			て、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 3 号に規定するもの）（具体例）ストリップ劇場（成人映画を上映する映画館は除く。） (4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する風営令第 3 条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（風営法第 2 条第 6 項第 4 号に規定するもの） （具体例）ラブホテル、モーテル、レンタルルーム (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第 2 条第 6 項第 6 号に規定するもの） 店舗を設けて、専ら面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、風営法第 2 条第 6 項第 1 号又は第 2 号に該当するものを除く。）（具体例）出会い系喫茶 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。 3 省令第 5 条第 1 項第 1 号に規定する店舗は、政令別表第 1 (4) 項に類似するもので、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗であり、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいうものであること。又、省令第 5 条第 1 項第 2 号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗のことをいうものであること。

項	定 義	具 体 例	備 考
(2) 項ニ	1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で省令で定めるものをいう。 2 省令で定める店舗は、次の(1)から(3)までに掲げるものをいう。 (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2) 風営法第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 (3) 風営令第 2 条第 1 号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場）	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ	1 一の防火対象物にカラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む）をいう。（風営法第 2 条第 9 項） 4 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 1 号））のうち、映像を見せるものに限定している。 5 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけでなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。
(3) 項イ	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供させ、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	
(3) 項ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席(全ての席を立ち見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものであること。

項	定 義	具 体 例	備 考
(4) 項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において、客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	1 卸売問屋は、原則として本項に該当するものであること。 2 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が出入りできる形態を有するものであること。 3 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。
(5) 項イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多数で共用するように設けられるものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。	保養所、ユースホテル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。
(5) 項ロ	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社員等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1 か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる 2 以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所 ゲストハウス (シェアハウス)	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 3 ゲストハウス (シェアハウス) とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共有するものをいう。
(6) 項イ	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）をいう。 (1) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）を有すること。 (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する診療病床又は第5号に規定する一般病床を有すること。	病院	1 消火活動を適切に実施することができる体制とは、規則第5条第3項の体制をいう（以下、介護医療院において同じ。） 2 特定診療科名とは、医療法第3条の2に規定する診療科名のうち、規則第5条第4項各号に掲げるもの（肛こう門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。

項		定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 イ	(1)			3 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう（(6)項イ(3)において同じ。）。
			介護医療院	1 介護医療院とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 107 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいう（(6)項イ(2)、(3)において同じ。）。（参考：介護保険法第 8 条第 29 項） 2 入所定員が 20 人以上の施設であるものをいう。 3 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものと取り扱うこと（(6)項イ(2)において同じ。）。 4 療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 3 条第 1 号に規定するもの。）は、医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床として取り扱うこと。 5 規則第 5 条第 3 項に規定する「病床数」は「療養床数」と読み替えて取り扱うこと。
(6) 項 イ	(2)	次のいずれにも該当する診療所をいう。 (1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (2) 4 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	クリニック	1 特定診療科名とは、医療法第 3 条の 2 に規定する診療科名のうち、規則第 5 条第 4 項各号に掲げるもの以外をいう。 2 「4 人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数（医療法第 7 条に規定する病床数をいう。）が 4 以上であるものをいうこと。 3 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう（(6)項イ(3)、(4)において同じ。）
			介護医療院	入所定員が 4 人以上、19 人以下の施設であるものをいう。

項		定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 イ	(3)	病院（(6)項イ(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(6)項イ(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所をいう。	医院、クリニック	助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は 9 人以下の入所施設を有するものをいう（(6)項イ(4)において同じ。）。
			介護医療院	介護医療院で(6)項イ(1)、(2)に掲げるもの以外のものは本項として取り扱うこと。
(6) 項 イ	(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。	医院、クリニック	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれない。 2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
(6) 項 ロ	(1)	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の3） 2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の4） 3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の5） 4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料または低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。※1（老人福祉法第20条の6）	1 軽費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状況にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。

項	定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 ロ	(1) 5 有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、老人を入居させ、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜であって厚生労働省で定める供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合も含む。)をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。※1 (老人福祉法第29条) 6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいう。(介護保険法第8条第28項) 7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第4項) 8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。※2 (老人福祉法第5条の2第5項) 9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障があるもの等が、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第6項)	(老人保健施設)	※ 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。 老人保健施設とは、疾病、負傷などにより、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行(平成9年法律第124号)により削除され、平成12年4月1日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。
		認知症高齢者グループホーム	

項		定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 口	(1)	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは次の各号に掲げる施設をいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの。※1 (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。※2	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
	(2)	救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項)		
	(3)	乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条)		
	(4)	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第42条)	1 福祉型障害児入所施設 2 医療型障害児入所施設	1 福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うものをいう。 2 医療型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものをいう。
	(5)	1 障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設(のぞみの園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。)のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。※3(障害者総合支援法第5条第11項)		施設入所支援とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をいう。

項		定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 ロ	(5)	2 短期入所を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与する施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。(障害者総合支援法第5条第8項) 3 共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。※3 (障害者総合支援法第5条第17項)	障害者グループホーム	
(6) 項 ハ	(1)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの(養護者を含む。)を通わせ、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の2の2) 2 軽費老人ホーム((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、無料または低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。※1 (老人福祉法第20条の6) 3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7に規定するもの)	1 経費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス 1 老人福祉センター(A型) 例：老人福祉センター、福祉会館 2 老人福祉センター(B型) 例：シルバーセンター、いこいの家、老人館	1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない(15)項として取り扱う。) 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものに含まれる。 1 老人福祉センターA型とは、経費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を提供す施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 1 老人福祉センター(A型)とは、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに建国の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 2 老人福祉センター(B型)とは、老人福祉センター(A型)の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 3 宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導などを行わないものは本項に含まれない(15)項として取り扱う。)

項	定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 ハ	(1) 4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7の2) 5 有料老人ホーム（(6)項ロ(1)に該当する以外のものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜であって厚生労働省で定める供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合も含む。)をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満を占めるものをいう。※1（老人福祉法第29条） 6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者も含む。）等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。（老人福祉法第5条の2第3項）	在宅介護支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない（(15)項として取り扱う。）。 サービス付き高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては、(6)項に含まれる。 なお、上記に該当しないものについても実態により(6)項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。 1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない（(15)項として取扱う。）。 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして取扱う。

項	定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 ハ	7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項ロ(1)に該当する以外のものに限る。）とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等に、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、通わせ、又は短期間宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。 ※ 2 （老人福祉法第5条の2第5項） 8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは次の各号に掲げる施設をいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるもの。 ※ 1 (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないものをいう。 ※ 2	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
(6) 項 ハ	(2) 更生施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（生活保護法第 38 条第 3 項）		

項		定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 ハ	(3)	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊婦を入所させて、助産を受けることを目的とする施設をいう。（児童福祉法第36条） 2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※ 託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保育士数に関わらず保育所に含まれる。（児童福祉法第39条）	1 認可保育所 2 認可外保育施設 3 事業所内保育所 4 院内保育所 5 ベビーホテル 6 認定こども園（幼保連携型こども園を除く）	1 保育所のうち、市町村が設置するもの又は市町村以外のものが児童福祉法第 35 条第 4 項による県知事の認可を得て設置するものをいう。 2 乳児又は幼児を保育することを目的とする施設であって、知事や政令指定都市の市長が認可している認可保育所、幼保連携型認定こども園及び市町の長が認可している家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）以外のものをいう。 3 事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業を行っているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているもの。 4 事業所内保育所のうち、医療機関内に設置されているもの。 5 次の条件のうち、いずれか 1 つ以上該当するもので、他の分類に含まれないもの。 (1) 午後 7 時以降の保育を行っているもの。 (2) 児童の宿泊を行う保育を行っているもの。 (3) 時間単位での児童の預かりを行っているもの。 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）とは、認定こども園は、就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に提供する施設として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」により規定された施設をいう。 (1) 幼稚園型認定こども園 人か幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えたもの。 (2) 保育所型認定こども園 認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的機能を備えているもの。 (3) 地方裁量型認定こども園 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設

[illegible]

項	定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 ハ	1 児童発達支援センターには、日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。 (児童福祉法第 43 条) 2 児童心理治療院とは、家庭環境、学校における交友関係その他環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 43条の2) 3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他厚生労働省が定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与するためのを行うことを目的とする施設をいう。 (児童福祉法第6条の2の2第2項) 4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設で児童発達支援センターを除くものをいう。(児童福祉法第 6 条の 2 第 4項)	1 福祉型児童発達支援センター 2 医療型児童発達支援センター	1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。 2 医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。
	1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。(身体障害者福祉法第 31 条)	身体障害者福祉センターA型 (都道府県又は指定都市が設置するもの)、身体障害者福祉センターB型(区市又は社会福祉法人が設置するもの)、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター(障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設)	

項	定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 ハ	(5) 2 障害者支援施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活保護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害者支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。※3（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項） 3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項） 4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項） 5 生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を供与するための施設をいう。（（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項） 6 短期入所（（6）項ロ（5）に掲げるものを除く。）を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を提供するための施設のうち、障害者支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。※3（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項） 7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を提供するための施設をいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項） 8 就労支援施設を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要	身体障害者福祉ホーム 知的障害者福祉ホーム 精神障害者福祉ホーム 障害者通所事業所 障害者生活介護事業所 1 自立訓練（機能訓練）事業所 2 自立訓練（生活訓練）事業所	1 自立訓練（機能訓練）事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。 2 自立訓練（生活訓練）事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。

項		定 義	具 体 例	備 考
(6) 項ハ	(5)	な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項） 9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項） 10 共同生活援助を行う施設（（6）項ロ（5）に掲げるものを除く）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。※3 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項）	1 就労継続支援（A型）事業所 2 就労継続支援（B型）事業所 障害者グループホーム	1 就労継続支援（A型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。 2 就労継続支援（B型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。 政令別表第1の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「第5条第15項」を「第5条第17項」に読み替えて運用する。
(6) 項ニ		1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 （参考：学校教育法第72条）		幼稚園とは、地方公共団体の認可に関わりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。

項	定 義	具 体 例	備 考
(7)項	1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 中等学校教育とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学芸の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前 1 から 6 までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、理容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、自衛隊学校、看護学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、建設大学校、学習塾、そろばん塾、編物教室、料理教室、パソコン教室等	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が 1 年以上であり、教育を受ける者が 40 名以上であり、校舎面積が 130 m²以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が 1 年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては 3 箇月以上 1 年未満）であり、校舎面積が原則として 115.7 m²以上とされている。 3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。

項	定 義	具 体 例	備 考
(8)項	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	資料館、記念館	
(9)項イ	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9)項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯	
(10)項	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		
(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは、原則として(1)項ロに該当する。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず、本項に該当する。
(12)項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。		1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。
(12)項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ映像若しくはそれらの記録媒体を作成する施設をいう。		

項	定 義	具 体 例	備 考
(13) 項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納するものをいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項	その他の事業場とは、(1) 項から(14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、体育館、動物園、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、ミニゴルフ場、車検場	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドー的な利用形態であるショールーム、PR センター等）は本項に該当するものであること。 6 研修所の研修のための宿泊室は、(5) 項ロとして扱うものである。 7 興行場法の適用があるものは、原則として(1) 項として扱うものである。

項	定 義	具 体 例	備 考
(16) 項イ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16) 項イ及び（16 の 2） 項を除く。）の用途を含むものをいう。		
(16) 項ロ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16) 項イ及び（16 の 2） 項を除く。）の用途を含まないものをいう。		
(16 の 2) 項	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20 m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。
(16 の 3) 項			準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 3 建築物の地階が建基令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取扱うものであること。

項	定 義	具 体 例	備 考
(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。		1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。		1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
(19) 項	本項は、市長村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒地が含まれるものであること。
(20) 項	1 舟とは、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等で、総数トン数 5 トン以上の推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされている車両をいう。 東京にあわせる		1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 (1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの (2) 係船中の船舶 (3) 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶 2 船舶安全法第 32 条によって同法第 2 条第 1 項の規定の適用を受けな

項	定 義	具 体 例	備 考
(20)項			い政令で定める総トン数 20t 未満の漁船は、12 海里以内の海面又は内水面において従業するものであること。専ら本邦の海岸から 20 海里以内の海面又は内水面において従業するもの。（船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 258 号）） 3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 40 条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。 7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 (1) 火薬類（火薬にあつては 5kg、猟銃雷管にあつては 2000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 500 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg 以上の高压ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高压ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性物質等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に

項	定 義	具 体 例	備 考
(20) 項			に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同第 9 条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第 30 条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員 11 人以上の自動車 (8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車

- ※ 1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」の判定に当たっては、要介護者用の居室の定員及び施設全体の入居者の定員の状況に関する資料の提出を求めて要介護者用の居室の定員の割合を確認すること。
要介護者用の居室とは介護保険法第 7 条第 1 項に定める要介護状態区分が1以上の物を入居させる居室をいうこと。
- ※ 2 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判定に当たっては、ひと月当たりの、施設に宿泊させるサービスの提供に関する資料の提出を求めて確認すること
- ※ 3 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」の判定に当たっては、障害支援区分 4 以上の物の割合を、入所者の障害支援区分に関する資料の提出を求めて確認すること。
- ※ 4 避難所が開設された場合、防火対象物の用途に変更が生じないものとして運用する。